

「技能実習法に係る関東地区地域協議会（第2回）」の開催について

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下「技能実習法」)に基づき、技能実習生を受け入れている各地域において、労働基準監督機関、職業安定機関、出入国管理機関を始めとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図ることを目的とし、下記のとおり、技能実習法に係る関東地区地域協議会（第2回）を開催します。

記

1. 開催日時：令和元年6月26日（水）14:00～16:00
2. 開催場所：九段第3合同庁舎 共用1-1、1-2、1-3会議室
（東京都千代田区九段南1-2-1）
3. 協議会構成員
茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局・埼玉労働局・千葉労働局・東京労働局・神奈川県労働局・新潟労働局・山梨労働局・長野労働局
東京出入国在留管理局・関東農政局・北陸農政局・関東経済産業局・関東地方整備局・北陸地方整備局・関東運輸局・北陸信越運輸局
茨城県警察本部・栃木県警察本部・群馬県警察本部・埼玉県警察本部・千葉県警察本部・警視庁・神奈川県警察本部・新潟県警察本部・山梨県警察本部・長野県警察本部
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県
外国人技能実習機構東京事務所・水戸支所・長野支所
4. 協議事項等
 - ・ 関東地区における技能実習制度の現状、課題等
 - ・ 関東地区における令和元年度の技能実習制度適正化のための取組方針等

【協議会開催に当たり、労使団体等からの意見を募集します】

内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関することなど

募集期間：令和元年6月4日（火）～12日（水）

提出様式：任意の様式による

提出方法：郵送、又は持参

提出先：東京労働局 職業安定部 訓練課

（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 12階、連絡先 03-6684-1700）

- 1) 意見書は、提出される団体名以外の個人情報記載せず、A4用紙（文字の大きさは12～14ポイント）で5ページ以内としてください。
- 2) 提出された意見書は、協議会の資料とし、議論の参考とさせていただきます。
- 3) 提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。